

資本面もしくは人事面における同一及び関連の基準

次のいずれかに該当する会社です。

- 親会社と子会社の関係にある会社同士・・・資本関係
- 親会社が同じ子会社同士・・・資本関係
- 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合・・・人的関係

親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社)

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令(会社法施行規則第3条)で定めるものをいう。

子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社)

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令(会社法施行規則第3条)で定めるものをいう。

役員

次の役員をいう。

- ・代表取締役
- ・取締役(社外取締役及び委員会設置会社の取締役を除く。非常勤取締役を含む。)
- ・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・委員会設置会社における執行役又は代表執行役